

奨学生募集要項（2025年度）

No. 88

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	KNC広瀬財団		
2025 募集依頼人数	1名（全国で10名程度）		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・研究科 (化学・バイオテクノロジー・遺伝子分野を専攻する者を優先する)		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	学部生 : 35,000円 月額 修士（博士前期）課程 : 45,000円 博士（博士後期）課程 : 50,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学から推薦された場合、小論文（800字程度）を要提出 ・採用された場合、奨学生交流会（集合形式・オンライン形式）に要参加 		

一般財団法人 KNC広瀬財団 2025年度奨学生募集要項

趣旨

一般財団法人KNC広瀬財団(以下、当財団)は、次世代の科学技術の発展を担う学力、人物ともに優秀な理系学生を支援いたします。

奨学金概要

1 種類

給付型

※返済義務はありません。

※卒業後の進路についてなんら制約を課すものではありません。

2 在籍学校・給付額

2025年4月時点の在籍校

大学	月額3.5万円(年額42万円)
大学院修士課程	月額4.5万円(年額54万円)
大学院博士課程	月額5.0万円(年額60万円)

3 応募経路

指定校 奨学金担当部署経由

※2025年度の指定校は当財団ホームページに掲載します。

※学生本人ならびに保護者の方からの直接のお問い合わせ・応募は受け付けておりません。必ず大学の窓口を通じて連絡・応募ください。

※学内選考については、各校奨学金担当部署にお問い合わせください。

4 採用予定人数

2025年度10名程度。指定校。各校推薦枠を設定

5 給付対象期間

2025年4月～2026年3月(1年間)

6 給付期間延長手続き

給付期間を最長1年間延長し、総支給期間を2025年4月～2027年3月の2年間とすることが可能です。延長を希望する場合は、以下の書類を奨学生本人から財団事務局へ提出してください。

(1) 奨学金継続申請書

(2) 進級または進学を確認できるもの(留年した場合は延長不可です)

7 給付方法

奨学生本人名義の日本国内金融機関口座に振込

4月～8月分(5ヶ月分)	8月末日
9月以降	当月分を毎月末

金融機関休業日にあたる場合は、前営業日

8 奨学金の併給

併給可。他の民間団体の奨学金を申請していても応募可能とします。ただし、他の団体側が併給可能かはご自身でご確認ください。

応募資格・採用基準

- (1) 当財団の指定する大学及び大学院に2025年4月1日現在において在籍していること
- (2) 大学の推薦を受けられること
- (3) 学業・人物共に優秀なこと
- (4) 反社会的勢力との関わりを有しないこと

応募書類

- (1) 願書(当財団指定様式)
- (2) 推薦書(当財団指定書式または大学専用書式も可)
- (3) 小論文(当財団指定様式)
テーマ: ご自身でテーマを決め、それについて論じてください。
800字程度。財団指定書式(A4 1枚)
当財団「個人情報の取り扱いについて」をご確認の上、応募ください。

応募方法・期限

- (1) 学内応募
締切・応募要件については、奨学金担当部署にお問い合わせください。
- (2) 指定校から財団への推薦:
推薦期限 2025年5月30日(金) 当日消印有効
提出物 上記応募書類を財団事務局宛郵送

選考方法

当財団選考委員会により書類審査を行い、理事会にて最終決定いたします。

結果通知

2025年6月末、選考結果を各校へ通知するとともに、採用通知書を採用者本人に直接送付します。

スケジュール

2月	募集要項公開 ※学内応募・選考期間
5月末	指定校より財団へ推薦
6月末	採用通知発送 ※採用者本人及び指定校奨学金担当部署
7月末	「奨学金振込口座届出書」返送 ※期限厳守
8月末	第1回振込(4月～8月の5か月分を支給)
9月以降、毎月末	当月分を振込

採用決定後の提出書類

採用者へ採用通知の際に「奨学金振込口座届出書」及び返信用レターパックをお送りします。返送期限までに通帳の写し(口座番号の確認できるもの)とともにレターパックで返送ください。発送後、当財団事務局へeメールでご連絡ください。

財団活動等へのご協力

当財団が奨学生交流会等(集合形式・オンライン形式)を開催する場合は、特段の理由がない限りご参加ください。学業・研究に支障がないように配慮いたします。

異動届出

次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡してください。

- (1) 休学、復学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処罰を受けたとき
- (3) 氏名、住所、メールアドレス、その他重要事項等に変更を生じたとき

奨学金の給付停止または打ち切り

1. 給付停止

下記の事由が発生した場合は、奨学金の給付を停止します。受給期間内に解消しない場合は、受給権利を喪失します。

- (1) 休学した場合
- (2) 当財団に対し指定された書類を提出しない場合
尚、留年した場合においては、給付停止はいたしません。2年目の延長は認められません。

2. 給付打ち切り

以下の事由の場合は、受給権利を喪失し、給付を打ち切ります。

- (1) 奨学金の申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 退学した場合

除名処分

以下の事由の場合は、除名処分とします。

- (1) 反社会的勢力との関わりが判明した場合
- (2) 停学などの処罰を受けた場合
- (3) 当財団の信用を害した場合
- (4) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

個人情報の取り扱いについて

提出いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して適切に管理・取り扱い致します。当財団ホームページ(<https://www.knc-hirose.or.jp>)の「個人情報の取り扱いについて」をご確認をお願いします。

FAQ

よくある質問については、財団ホームページFAQをご確認ください。

財団URL: <https://www.knc-hirose.or.jp/>

応募書類郵送送付先 ※レターパック

〒650-0047 神戸市中央区港島南町7-1-19

一般財団法人KNC広瀬財団 事務局

電話: 070-1238-7383